# 四日市市地域公共交通活性化協議会の 財務規程について

# 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金について

### 見直し後の補助金執行について

☑ 国土交通省
中部運輸局

14

#### 【R3.4.5 補助交付要綱の改正内容】

○補助対象事業者: 活性化法法定協議会(幹線補助は乗合事業者も対象)

○認定する計画 : 「生活交通確保維持改善計画」→「地域公共交通計画」+「別紙」

○経過措置: 令和6年度計画まで

	現	行	法定計画 の有無	経過措 (改正法施 令和6年度補	行後3年間	経過措置期間 終了後 (令和7年度補助計画~)		
	補助計画	交付先		補助計画	交付先	補助計画	交付先	
		県法定計画あり		県法定計画 又は 県生活交通確保 維持改善計画	県法定協議会 又は 乗合バス事業者	県法定計画	県法定協議会 <u>又は</u> 乗合バス事業者	
幹線	生活交通確保 維持改善計画 (県単位)	# = // <i>x</i>			県生活交通確保 維持改善計画 又は <u>市町法定計画</u>	<u>市町法定協議会</u> 又は 乗合バス事業者	市町法定計画	<u>市町法定協議会</u> <u>又は</u> 乗合バス事業者
			県・市町村 法定計画なし	<u>県生活交通確保</u> 維持改善計画	乗合バス事業者	補助	<u>対象外</u>	
フィーダー	集合バス事業 者、自家用有 償旅客運送者 維持改善計画 又は		市町村 法定計画あり	市町法定計画 又は 生活交通確保 維持改善計画	<u>市町法定協議会</u> 又は <u>乗合バス事業者</u> 等	市町法定計画	市町法定協議会	
	(市町村単位)	活性化法 法定協議会	市町村 法定計画なし	生活交通確保 維持改善計画	<u>乗合バス事業者</u> <u>等</u>	補助対象外		

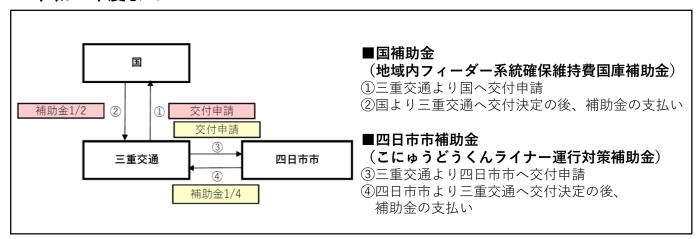
■こにゅうどうくんライナーの場合 6月 10月 9月 11月 1月 3月 令和6年度運行期間 2 4 5 令和5年度 令和6年度 計画認定申請【協議会開催】 計画に基づく運行 3 補助金交付申請 自己評価【協議会開催】 補助金の支払い

# 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金について

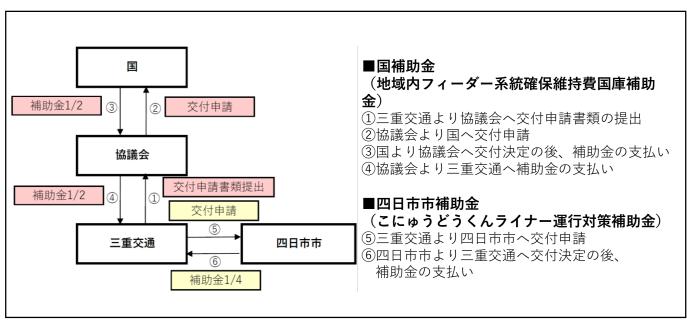
### ■こにゅうどうくんライナーの運行経費



### ≪令和5年度まで≫



## ≪令和6年度以降≫



#### 四日市市地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 四日市市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通の活性化及び再生の推進に資するための総合的な計画の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整や必要な協議を行うため設置する。

#### (事務所)

第2条 協議会は、事務所を三重県四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所内に置く。

#### (業務)

- 第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。
  - (1) 地域公共交通の活性化及び再生の推進に資するための総合的な計画の策定及び変更の協議に関すること。
  - (2) 地域公共交通の活性化及び再生の推進に資するための総合的な計画の実施に係る連絡調整に関すること。
  - (3) 地域公共交通の活性化及び再生の推進に資するための総合的な計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

#### (組織)

第4条 協議会は別表1に掲げる委員をもって組織する。

#### (役員の選任及び職務)

- 第5条 協議会に次の役員を置く。
  - (1) 会長 1人
  - (2) 座長 1人
  - (3) 監査委員 2人
- 2 会長は、四日市市都市整備部理事(公共交通政策を担当する者)をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 座長は、会長の指名によりこれを定める。
- 5 座長は、専門的な識見をもって第1条の目的の達成に必要となる助言を行う。
- 6 監査委員は、会長の指名によりこれを定める。
- 7 監査委員は、協議会の会計監査を行い、その結果を協議会の会議において報告する。
- 8 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、予め会長の指名する者をもって

会長の職務を代理させることができる。

### (委員の任期)

- 第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の 任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は再任することができる。

#### (会議)

- 第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて、会長が招集する こととし、座長を会議の議長とする。
- 2 座長が会議に出席できないときは、あらかじめ座長から指名された者が議長に当 たる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、 その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 5 会議の議決は、出席委員の3分の2以上で決する。
- 6 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑 な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開とすることができ る。
- 7 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、 又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 8 前7項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### (協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

#### (部会)

第9条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応 じ協議会に部会を置くことができる。

#### (事務局)

- 第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、四日市市都市整備部都市計画課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### (財務に関する事項)

第11条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成26年7月7日から施行する。
- 2 協議会設立時の委員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成28年3 月31日までとする。

附則

1 この規約は、令和4年8月5日から施行する。

附則

1 この規約は、令和6年 月 日から施行する。

別表1 (第4条関係)

条項	区分	委員
法第6条第2	計画作成市	四日市市
項第1号		
法第6条第2	公共交通事業者等	三重交通㈱
項第2号		三岐鉄道㈱
		NPO法人生活バス四日市
		近畿日本鉄道㈱
		東海旅客鉄道㈱
		伊勢鉄道㈱
		四日市あすなろう鉄道株式会社
		特定非営利活動法人下野活き・域
		ネット
		(公社)三重県バス協会
		(一社)三重県タクシー協会
	道路管理者	国土交通省三重河川国道事務所
		四日市建設事務所
法第6条第2	公安委員会	四日市南警察署
項第3号		四日市北警察署
		四日市西警察署
	地域公共交通の利用者	四日市市自治会連合会
		神前地区まちづくり推進委員会
		沿線高校代表者
		四日市市老人クラブ連合会
	学識経験者	学識経験者
	その他必要と認める者	国土交通省三重運輸支局
		三重県地域連携部交通政策課
		四日市商工会議所
		三重交通労働組合

(オブザーバー)

国土交通省中部運輸局鉄道部

国土交通省中部運輸局交通政策部

新

(目的)

第1条 四日市市地域公共交通活性化協議会 (以下「協議会」という。)は、地域公共交通 の活性化及び再生に関する法律(平成19年 法律第59号。以下「法」という。)第6条第 1項の規定に基づき、地域公共交通の活性化 及び再生の推進に資するための総合的な計 画の作成に関する協議及び実施に係る連絡 調整や必要な協議を行うため設置する。

(事務所)

訪町1番5号 四日市市役所内に置く。

(業務)

- 第3条 協議会は、第1条の目的を達成するた め、次の業務を行う。
  - (1) 地域公共交通の活性化及び再生の推 進に資するための総合的な計画の策定及 び変更の協議に関すること。
  - (2) 地域公共交通の活性化及び再生の推 進に資するための総合的な計画の実施に 係る連絡調整に関すること。
  - (3) 地域公共交通の活性化及び再生の推 進に資するための総合的な計画に位置づ けられた事業の実施に関すること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議 会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は別表1に掲げる委員をもっ て組織する。

(役員の選任及び職務)

第5条 協議会に次の役員を置く。

旧

(目的)

第1条 四日市市地域公共交通活性化協議会 (以下「協議会」という。) は、地域公共交通 の活性化及び再生に関する法律(平成19年 法律第59号。以下「法」という。)第6条第 1項の規定に基づき、地域公共交通の活性化 及び再生の推進に資するための総合的な計画 の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整 や必要な協議を行うため設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を三重県四日市市諏 第2条 協議会は、事務所を三重県四日市市諏 訪町1番5号 四日市市役所内に置く。

(業務)

- 第3条 協議会は、第1条の目的を達成するた め、次の業務を行う。
  - (1) 地域公共交通の活性化及び再生の推 進に資するための総合的な計画の策定及び 変更の協議に関すること。
  - 地域公共交通の活性化及び再生の推 (2)進に資するための総合的な計画の実施に係 る連絡調整に関すること。
  - (3)地域公共交通の活性化及び再生の推 進に資するための総合的な計画に位置づけ られた事業の実施に関すること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会 の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は別表1に掲げる委員をもって 組織する。

(役員の選任及び職務)

第5条 協議会は、会長、座長を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 座長 1人
- (3) 監査委員 2人
- 政策を担当する者)をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理す る。
- 4 座長は、会長の指名によりこれを定める。
- 5 座長は、専門的な識見をもって第1条の目 的の達成に必要となる助言を行う。
- 6 監査委員は、会長の指名によりこれを定め る。
- 7 監査委員は、協議会の会計監査を行い、その 結果を協議会の会議において報告する。
- 8 会長に事故があるとき又は会長が欠けたと きは、予め会長の指名する者をもって会長の 職務を代理させることができる。

#### (委員の任期)

- 第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委 員が欠けた場合における補欠委員の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 2 委員は再任することができる。

#### (会議)

- 第7条 協議会の会議(以下「会議」という。) は、必要に応じて、会長が招集することとし、 座長を会議の議長とする。
- 2 座長が会議に出席できないときは、あらか じめ座長から指名された者が議長に当たる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開 くことができない。
- 4 委員は、やむを得ない理由により会議を欠 席する場合、代理の者を出席させることがで きることとし、あらかじめ会長に代理の者の 氏名等を報告することにより、その代理の者 の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 5 会議の議決は、出席委員の3分の2以上で 決する。

- 2 会長は、四日市市都市整備部理事(公共交通 | 2 会長は、四日市市都市整備部理事(公共交通 政策を担当する者)をもって充てる。
  - 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理す る。
  - 4 座長は、会長の指名によりこれを定める。
  - 5 座長は、専門的な識見をもって第1条の目 的の達成に必要となる助言を行う。
  - 6 会長に事故があるとき又は会長が欠けたと きは、予め会長の指名する者をもって会長の 職務を代理させることができる。

#### (委員の任期)

- 第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委 員が欠けた場合における補欠委員の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 2 委員は再任することができる。

#### (会議)

- | 第7条 | 協議会の会議(以下「会議」という。) は、必要に応じて、会長が招集する こととし、座長を会議の議長とする。
  - 2 座長が会議に出席できないときは、あらか じめ座長から指名された者が議長に当たる。
  - 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開 くことができない。
  - 4 委員は、やむを得ない理由により会議を欠 席する場合、代理の者を出席させることがで きることとし、あらかじめ会長に代理の者の 氏名等を報告することにより、その代理の者 の出席をもって当該委員の出席とみなす。
  - 5 会議の議決は、出席委員の3分の2以上で 決する。

- 6 会議は原則として公開とする。ただし、会議 を公開することにより公正かつ円滑な議事運 営に支障が生じると認められる協議について は、非公開とすることができる。
- 7 協議会は、必要があると認めるときは、委員 以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議 への出席を依頼し、助言等を求めることがで きる。
- 8 前7項に定めるもののほか、会議の運営に 関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### (協議結果の尊重義務)

は、協議会の構成員はその協議結果を尊重し なければならない。

(部会)

第9条 第3条各号に掲げる事項について専門 的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会 に部会を置くことができる。

(事務局)

- 第10条 協議会の業務を処理するため、協議 会に事務局を置く。
- 2 事務局は、四日市市都市整備部都市計画課 に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が 定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定 める。

#### (財務に関する事項)

第11条 協議会の予算編成、現金の出納その 他財務に関し必要な事項は、会長が別に定め る。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議 │第11条 この規約に定めるもののほか、協議 会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に

- 6 会議は原則として公開とする。ただし、会議 を公開することにより公正かつ円滑な議事運 営に支障が生じると認められる協議について は、非公開とすることができる。
- 7 協議会は、必要があると認めるときは、委員 以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議 への出席を依頼し、助言等を求めることがで きる。
- 8 前7項に定めるもののほか、会議の運営に 関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### (協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項について │第8条 協議会で協議が整った事項について は、協議会の構成員はその協議結果を尊重し なければならない。

(部会)

| 第9条 第3条各号に掲げる事項について専門 的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会 に部会を置くことができる。

#### (事務局)

- 第10条 協議会の業務を処理するため、協議 会に事務局を置く。
- 2 事務局は、四日市市都市整備部都市計画課 に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が 定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定 める。

#### (委任)

会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に

## 附則

この規約は、令和6年 月 日から施行する。

### 四日市市地域公共交通活性化協議会 財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、四日市市地域公共交通活性化協議会規約第11条の規定に基づき、 四日市市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な 事項を定めるものとする。

(予算)

- 第2条 協議会の予算は、国からの補助金その他の収入をもって歳入とし、構成員への 補助金その他の支出をもって歳出とする。
- 2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に 協議会に諮るものとする。ただし、歳入・歳出予算がない年度については、予算の調 製及び、協議会に諮ることを省略することができる。
- 3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定の予算に補正の必要が生じた時は、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

(予算区分)

- 第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表1のとおりとする。
- 2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表2のとおりとする。
- 3 当該年度において臨時かつ特別の理由があるときは、協議会の承認を得て、別表1 及び別表2を変更することができる。

(出納及び現金等の保管)

- 第5条 協議会の出納は、会長が行う。
- 2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

- 第6条 会長は、協議会の事務局員のうちから協議会出納員を命ずることができる。
- 2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

- 第7条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、協議会出納員が行うものとする。
- 2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

- (1) 予算整理簿
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

#### (決算等)

- 第8条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。ただし、歳入・歳出ともなかった年度については、決算の調製及び、協議会の承認を得ることを省略することができる。
- 2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第5条第6項の規定に定められた監 査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。
- 3 会長は第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やか に負担金納入者に送付しなければならない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、令和6年 月 日から施行する。

# 別表1 (第4条関係)

# 歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目		
1 国庫支出金	1 国庫補助金	1 補助金		
2 諸収入	1 雑収入	1 雑収入		

# 別表2 (第4条関係)

# 歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目		
1 補助金	1 補助金	1 補助金		
2 予備費	1 予備費	1 予備費		

# 令和6年度 収支予算書(案)

【歳 入】 (単位:千円)

	款  項			目			本年度予算額	備	考	
1国庫	庫支出金 国庫補助金			補	助	金	8, 030	地域内フィーダー 持費国庫補助金	一系統確保維	
2 諸	収	入	雑	入	雑		入	0		
			合	計				8, 030		

【歳 出】 (単位:千円)

	款			項			目		本年度予算額	備考
1 補	助	金	補	助	金	補	助	金	8, 030	地域内フィーダー系統確保維 持費国庫補助金
2 予	備	費	予	備	費	予	備	費	0	
			合	Ē	<del> </del>				8, 030	

# 令和6年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

運行経費	17,231千円
運賃収入	1,170千円
補助対象経費(運行経費—運賃収入)	16,061千円
国庫補助金(補助対象経費の2分の1)	8,030千円